

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和3年5月27日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000439号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2100013号

第1 結論

請求者のA社における平成29年12月8日の標準賞与額を38万4,000円に訂正することが必要である。

平成29年12月8日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和63年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成29年12月8日

A社に勤務し、産前産後休業期間中である平成29年12月8日に支給された請求期間の賞与について、保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「賞与支給明細書 2017年12月分(支給日2017年12月8日)」(以下「賞与支給明細書」という。)によると、請求者は、請求期間に同社から賞与の支給を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の2の規定に基づく請求者の産前産後休業期間中(平成29年*月*日から平成30年*月*日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行っていることが確認できる。

さらに、事業主が、請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を、当該賞与に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和2年11月11日(受付)に日本年金機構に提出したため、請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の計算の基礎とならない記録となっているところ、事業主から産前産後休業中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、同法第81条の2の2の規定によりその産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収が行われないことから、請求期間に支給された賞与については、保険給付の計算の基礎となるものとして記録すべきである。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要であり、その額は、上記賞与支給明細書において確

認できる賞与額から、38万4,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000440号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2100014号

第1 結論

請求者のA社における平成27年12月10日の標準賞与額を36万1,000円に訂正することが必要である。

平成27年12月10日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和58年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成27年12月10日

A社に勤務し、産前産後休業期間中である平成27年12月10日に支給された請求期間の賞与について、保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「賞与支給明細書2015年12月分(支給日2015年12月10日)」(以下「賞与支給明細書」という。)によると、請求者は、請求期間に同社から賞与の支給を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の2の規定に基づく請求者の産前産後休業期間中(平成27年*月*日から平成28年*月*日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行っていることが確認できる。

さらに、事業主が、請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を、当該賞与に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和2年11月11日(受付)に日本年金機構に提出したため、請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の計算の基礎とならない記録となっているところ、事業主から産前産後休業中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、同法第81条の2の2の規定によりその産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収が行われないことから、請求期間に支給された賞与については、保険給付の計算の基礎となるものとして記録すべきである。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要であり、その額は、上記賞与支給明細書において確

認できる賞与額から、36万1,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2100008号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2100015号

第1 結論

請求者のA社における平成28年12月9日の標準賞与額を31万円に訂正することが必要である。

平成28年12月9日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 平成5年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成28年12月9日

A社に勤務し、産前産後休業期間中である平成28年12月9日に支給された請求期間の賞与について、保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「賞与支給明細書 2016年12月分(支給日2016年12月9日)」(以下「賞与支給明細書」という。)によると、請求者は、請求期間に同社から賞与の支給を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の2の規定に基づく請求者の産前産後休業期間中(平成28年*月*日から平成29年*月*日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行っていることが確認できる。

さらに、事業主が、請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を、当該賞与に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和2年11月11日(受付)に日本年金機構に提出したため、請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の計算の基礎とならない記録となっているところ、事業主から産前産後休業中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、同法第81条の2の2の規定によりその産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収が行われないことから、請求期間に支給された賞与については、保険給付の計算の基礎となるものとして記録すべきである。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要であり、その額は、上記賞与支給明細書において確

認できる賞与額から、31万円とすることが必要である。